

第44回全国スポーツ少年団剣道交流大会実施要項

1 大会名

第44回全国スポーツ少年団剣道交流大会

2 趣 旨

団員にスポーツの喜びを経験する機会と、より伸びるための研修の場を与え、剣道を通じて団員相互の交流を深め、仲間意識と連帯を高めることにより、スポーツ少年団活動を一層豊かなものとし、地域における団活動の活性化を図ることを目的として実施する。

3 期 日

令和4年3月26日（土）～3月28日（月）

4 会 場

(1) 競技会場

高知県立青少年センター

〒781-5232 香南市野市町西野 303-1 TEL：0887-56-0621

(2) 宿泊施設

ロイヤルホテル土佐

〒781-5703 安芸郡芸西村西分甲 2995 TEL：0887-33-4510

海辺の果樹園

〒781-5622 香南市夜須町手結山 506-1 TEL：0887-55-4111

5 主 催

公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団

公益財団法人全日本剣道連盟

公益財団法人高知県スポーツ協会高知県スポーツ少年団

高知県剣道連盟

6 支 援

独立行政法人日本スポーツ振興センター

7 主 管

第44回全国スポーツ少年団剣道交流大会高知県実行委員会

8 後 援

スポーツ庁 高知県 高知県教育委員会 香南市 香南市教育委員会

9 協 力

公益財団法人スポーツ安全協会

10 参加資格

(1) 団員

下記の条件を満たす者で、所属都道府県スポーツ少年団本部長が推薦する者。

- ① 大会開催年度にスポーツ少年団登録をしており、令和3年4月1日現在小学校4年生以上中学校3年生以下の団員。
- ② 集団生活に際し、規則正しい行動のとれる者。
- ③ 保護者に大会参加の承諾を得た上、通学校長に大会参加の届け出を行った者。

(2) 指導者

令和3年度スポーツ少年団に指導者として登録しており、集団指導の能力に優れ、所属都道府県スポーツ少年団本部長が推薦する者。

1.1 参加者及びチーム編成

- (1) 参加者は、団体戦出場チームと個人戦出場者とする。ただし、都道府県スポーツ少年団からは、団体戦または個人戦どちらか一方の参加者でも認める。
- (2) 指導者は各都道府県1名とする。
- (3) 団体戦出場チームの団員(小学校4・5・6年生)は、計5名までとする。
- (4) 団体戦出場チームの団員は、その所属する単位団が原則として同一の市区町村スポーツ少年団に属していること。なお、都道府県選抜は認めない。
- (5) チーム編成は、下記のとおりとする。

区分	1	2	3	4	5	指導者
	先鋒	次鋒	中堅	副将	大将	
学年	4年生	5・6年生	5・6年生	5・6年生	5・6年生	有資格者
性別	男又は女	女	男	女	男	男又は女

※ 上表の学年は、当該年度の4月1日現在のものとする。なお、該当者のいない場合は、学年の下の方が上位の学年区分に出場してもよいが、小学校4年生以上とする。ただし、男女の変更は認めない。

- (6) 個人戦出場者は、中学校に在籍中の男女団員各1名、計2名とする。
- (7) 大会参加者は、大会主催者の指定する宿舎に宿泊し、勝敗に関係なく全日程に参加する。また、大会期間中における指導者の交代については、特別な事情があり、かつ、主催者が認めた場合に限り可能とする。

1.2 参加チーム数とその選出

- (1) 参加チーム数 48 チーム (1 チーム 6 名) 計 288 名
- (2) 参加チームは、各都道府県 1 チームの計 47 チームと、開催市区町村より 1 チームの合計 48 チームとする。ただし、不参加都道府県があった場合、前年度剣道登録団員数の順位により追加都道府県の参加を認める。なお、この場合、同一市区町村より 2 チーム参加することはできない。
- (3) 個人戦出場者は、各都道府県及び開催市区町村代表男女各 1 名、計 96 名とする。ただし、不参加県があった場合、前年度剣道登録団員数の順位により、1 都道府県男女各 1 名を限度に追加参加を認める。
- (4) 個人戦のみの参加の場合でも必ず指導者 1 名をつけること。

1.3 大会日程

別記日程による。

1.4 試合方法

団体戦、個人戦ともに予選リーグ及び決勝トーナメント方式とする。

1.5 組合せ抽選

大会主催者の責任において行う。

1.6 試合と審判規則

「全日本剣道連盟剣道試合・審判規則・同細則」および全日本剣道連盟の「主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン(新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合・審判方法)」に記載の試合方法による。(全日本剣道連盟：<https://www.kendo.or.jp/>)

ただし、別に示す令和3年度「全国スポーツ少年団剣道試合申し合わせ事項」はこれを適用する。

1.7 参加申込

- (1) 各都道府県スポーツ少年団は、参加者について同本部長名をもって申し込むこと。
- (2) 参加申込者は、所定の申込書を2部作成し、令和4年1月11日(火)までに各1部を下記あてに送付すること。(併せて参加申込書のExcelデータをメールの添付ファイルで提出すること)
 - ① 日本スポーツ少年団(原本及びデータ)
〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内
TEL: 03-6910-5814 FAX: 03-6910-5820
E-mail: jjsa@japan-sports.or.jp
 - ② 第44回全国スポーツ少年団剣道交流大会高知県実行委員会(コピー及びデータ)
〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1-7-52 高知県庁西庁舎1階
TEL: 088-873-6263 FAX: 088-873-6269
E-mail: kochiken@japan-sports.or.jp
- (3) 申し込み後の参加者の変更は、特別な事情がない限り認めない。

1.8 個人情報及び肖像権の取り扱いについて

- (1) 大会参加申し込みにかかわる主催者及び主管団体が取得した各種個人情報については、個人情報保護の観点から、適正に取り扱うものとする。また、取得した個人情報については、大会の参加資格審査・大会運営上必要なプログラム編成及び作成・大会時のアナウンス・大会結果掲載にかかわること(表彰・掲示板・ホームページ・大会記録集・報道関係への提供等)、その他大会運営及び大会開催に必要な連絡等にものみ使用する。
- (2) 大会結果(記録)については、上記(1)で定めた個人情報とともに、主催者及び主管団体を通じた公開、大会関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載、次回以降の大会プログラムへの掲載等で公表することがある。
- (3) 大会関係期間・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真、映像が新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ、SNS、インターネットによって配信されることがある。
- (4) 大会参加申込として申込書を提出した時点で、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。また、各種大会運営関係者(役員・委員・補助員・関係機関・大会に関する契約をしている者等)については、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

1.9 キャンセル料の取扱

大会開催に際し、参加者の参加辞退等に伴って主催者が負担する費用(宿泊費、食事代等)にキャンセル料が発生した場合の取扱いは、以下のとおりとする。なお、参加チーム(個人)が負担する費用に関するキャンセル料について、主催者はその責任を負わない。

大会参加申込として申込書を提出した時点で、下記取扱いに関する承諾を得たものとする。

- (1) 主催者の事情により大会を中止することとなった場合
⇒ 主催者がキャンセル料を負担する。
- (2) 天災地変や伝染病の流行、大会会場・輸送等の機関のサービスの停止、官公庁の指示等、主催者が管理できない事由により大会内容の一部変更または中止となった場合
⇒ 主催者がキャンセル料を負担する。
- (3) 大会申込後、チーム(個人)事情により出場・参加を辞退した場合
⇒ 推薦都道府県または参加チーム(個人)がキャンセル料を負担する。
- (4) 大会参加のための移動中および大会開催期間中における怪我や病気等で、その後の大会に参加できなくなった場合

⇒ 大会実行委員会が認めた場合のみ主催者がキャンセル料を負担する。

※ 認められなかった場合は、推薦都道府県または参加チーム（個人）が負担する。

2.0 表彰

- (1) 優勝チームには、賞状、優勝旗（持ち回り）、優勝杯（持ち回り）、賞品（楯・メダル等）を授与する。なお、優勝杯レプリカは、閉会式後に授与する。
- (2) 第2位（1チーム）、第3位（2チーム）には、賞状、賞品（楯・メダル等）を授与する。
- (3) 特に敢闘が認められるチームには、賞状、賞品（楯等）を授与する。
- (4) 参加者全員に参加賞を授与する。
- (5) 個人戦の表彰は、優勝旗および優勝杯を除き、団体戦に準ずる。

2.1 大会経費

- (1) 大会の準備及び運営のための経費は公益財団法人日本スポーツ協会委託金及び公益財団法人高知県スポーツ協会負担金等でまかなう。
- (2) 大会期間中の宿泊・食事代については公益財団法人日本スポーツ協会が負担する。
（参加料及び参加者旅費補助なし）

2.2 傷害保険

大会期間中（前後の移動日を含む）公益財団法人日本スポーツ協会は、開催基準要項に基づき、参加者全員を被保険者とした傷害保険に加入する。

(1) 支払われる保険金

- ① 死亡保険金 200 万
- ② 後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて 6 万円～200 万円
- ③ 入院保険金 日額 3,000 円（180 日程度）
- ④ 通院保険金 日額 2,000 円（90 日程度）

(2) 保険金の支払いについては事故による傷害が対象となり疾病は対象とならない。事故による傷害の場合、その治療費は被保険者本人が治療完了まで支払い、その後本人が所定の保険金請求手続きを行うことにより保険金が支払われる。

なお、その他保険金支払いにかかる詳細については、傷害保険普通保険約款および国内旅行保険金特約条項による。

2.3 携行品

(1) 団体携行品

日本スポーツ少年団が交付した行進用の都道府県スポーツ少年団旗一式

(2) 個人携行品

- ア 剣道用具一式
- イ 大会期間中の生活用品等
- ウ 常備薬、健康保険証（原本）

2.4 集合日時

参加者は、指導者が引率の上、令和4年3月26日（土）13時30分までに会場に集合し受付を済ませること。

2.5 新型コロナウイルス感染症対策

本事業は、政府の方針、開催自治体の方針や日本スポーツ協会策定の「日本スポーツ少年団各種事業等における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」を基に、大会運営に必要な対策を十分に講じた上で開催することとする。

本大会は、スポーツ振興基金助成活動の一環として実施しており、このスポーツ振興基金の助成金は政府からの出資金とスポーツ振興基金支援企業グループからの寄付金を財源とし、その運用益により助成金が支払われます。